

令和 5 年度

第 1 2 回加東市農業委員会総会（定例会）議事録

1. 開催日時 令和 6 年 3 月 22 日（金）午後 3 時 00 分～午後 4 時 25 分
2. 開催場所 加東市役所 3 階 301・302 会議室
3. 出席職員 事務局長 土肥 彰浩 事務局次長 藤本 弘子
主事 西角 洋人 主事 川邊 錬
4. 出席委員 1)井上 弘 2)柴崎 彰孝 3)國井 久明 4)大橋 徹
5)谷口 高史 6)長谷川 均 7)内藤 秀幸 8)南 和夫
9)太田 隆之 10)森本 善明 12)岩崎 一彦 13)臼井 正
14)中山 喜作 15)岸本 光
(4)高橋 強 (5)藤原 孝治 (6)末廣 信久
欠席委員 11)山本 昭雄
5. 議事録署名委員 5)谷口 高史 6)長谷川 均
6. 会議に附したる議案等
 - 1) 開 会
 - 2) 会長挨拶
 - 3) 議事録署名委員の指名
 - 4) 議 事

第 65 号議案	農地法第 3 条の規定による許可について	3 件
第 66 号議案	農地法第 4 条の規定による許可について	1 件
第 67 号議案	農地法第 5 条の規定による許可について	4 件
第 68 号議案	非農地証明願いの承認について	5 件
第 69 号議案	青年等就農計画に関する意見について	1 件
第 70 号議案	農業経営改善計画に関する意見について	1 件
第 71 号議案	加東市地域計画に関する意見について	7 件
第 72 号議案	農用地利用集積計画の決定について	25 件
第 73 号議案	農用地利用集積等促進計画の決定について	15 件
 - 5) 報 告

報告第 24 号	農地の貸借の合意解約通知について	2 件
----------	------------------	-----
 - 6) そ の 他
 - 7) 閉 会

局 長	ただいまから、令和5年度第12回加東市農業委員会総会3月定例会を開催いたします。 本日の出席委員は14名で、加東市農業委員会総会会議規則第9条の規定によりこの会議が成立しましたことを報告いたします。なお、山本委員は欠席の連絡がありました。 本日出席の農地利用最適化推進委員は、高橋委員、藤原委員、末廣委員でございます。 それでは、開会にあたりまして國井会長よりご挨拶を申し上げます。
会 長	～会長挨拶～
議 長	それではただいまから、令和5年度第12回総会3月定例会を開催いたします。 本日の現地調査をしていただいた内藤委員、南委員、高橋推進委員、藤原推進委員、末廣推進委員ありがとうございます。のちほど報告をよろしくお願いします。 議事録署名委員に5番の谷口委員と6番の長谷川委員を指名します。 それでは、議案の審議に入ります。 第65号議案「農地法第3条の規定による許可について」を議題とします。議案の朗読をお願いします。
事務局	～第65号議案を朗読～
議 長	続いて内容説明をお願いします。
事務局	番号1、譲受人は、申請地が自宅の目の前で耕作に便利のため譲り受けることになり申請されました。なお、譲受人の所有地に無断転用した農地があったので、今回、併せて転用申請されています。その他の農地は適正に管理されています。 番号2、譲渡人は、亡くなった父の農地について、相続しても耕作できないため親族に相談したところ、親族の一人である譲受人が引き受けてくれることになり申請されました。譲受人は***に住んでいますが、宅地や居宅、農業倉庫、農機具なども全て譲り受け、農地を耕作されるそうです。なお、資料に営農計画書が漏れていましたので、机上に配布していますのでご参照ください。 番号3、譲受人は、農地を相続しましたが遠方に住んでおり耕作できないため、以前から草刈りなどを委託していた譲受人に贈与することになり申請されました。譲受人は必要な農機具を所有しており、農地を適正に管理されています。 以上3件の申請については、農地法第3条第2項各号に規定する不

	許可の場合には該当せず、承認の要件を満たすものと考えます。以上で第 65 号議案の説明といたします。
議 長	内容説明が終わりました。ただいまから審議を行いますが、何か意見はありませんか。
各委員	～意見なし～
議 長	意見がないので採決いたします。 第65号議案「農地法第3条の規定による許可について」は原案どおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
各委員	～全員挙手～
議 長	全員挙手にて、第65号議案については、原案のとおり承認することに決定しました。 続きまして第66号議案「農地法第4条の規定による許可について」を議題とします。議案の朗読をお願いします。
事務局	～第 66 号議案を朗読～
議 長	この件に関しまして、現地調査をお願いしておりますので、現地調査委員からの報告をお願いします。
現地調査委員	番号1は、***の北約10mにあり、現場は宅地でありました。以上、報告を終わります。
議 長	ありがとうございました。次に内容説明をお願いします。
事務局	番号 1、申請地は、申請人の自宅に隣接する小さな農地で、約 10 年前、息子の家を建てるためにカーポートを移設しなければならなくなった時に申請地に移設したということで、このたび、農地を購入するための 3 条申請にあたって農地法違反であると知り、始末書を付けて申請されました。申請地は農振地域の農用地外で、住宅等が連坦する区域にあるため第 3 種農地に該当すると考えます。土地改良区は決済済みです。 この転用申請につきましては、農地法第 4 条第 6 項各号に規定する不許可の場合には該当せず、承認の要件を満たすものと考えます。以上で、第 66 号議案の説明といたします。
議 長	内容説明が終わりました。ただいまから審議を行いますが、何か意見はありませんか。

各委員	～意見なし～
議 長	意見がないので採決いたします。 第66号議案については、原案どおり許可相当という意見を付けて、県知事に送付することに賛成の方は挙手をお願いします。
各委員	～全員挙手～
議 長	全員挙手にて、本案を許可相当という意見を付けて、県知事に送付します。 続きまして、第67号議案「農地法第5条の規定による許可について」を議題とします。議案の朗読をお願いします。
事務局	～第67号議案を朗読～
議 長	この件に関しまして、現地調査をお願いしておりますので、現地調査委員から報告をお願いします。
現地調査員	番号1は、***の西約200mにあり、現場は畑でありました。 番号2は、***の東約100mにあり、現場は田でありました。 番号3及び4は、***の北西約400mにあり、現場は畑でありました。以上、報告を終わります。
議 長	ありがとうございました。次に内容説明をお願いします。
事務局	番号1、譲受人は***事業を行う法人で、親会社である***事業者の***に電気を供給するために太陽光発電設備の設置を進めているそうです。申請地はもともと山林で、譲渡人の祖父や父が開拓して耕作していましたが、相続した譲渡人は耕作がしにくく管理が困難なため休耕し、譲渡を検討していたところ、譲受人から転用の申し入れがあり、話しがまとまったので申請されました。申請地は農業振興地域の農用地外と区域外で、土地改良区は決済済みです。農地区分は1種にも3種にも該当しないため第2種農地と考えています。 番号2、譲受人は7月に結婚するため、勤務先がある加東市内で新居の用地を探したところ、交通の便が良く学校も近い申請地で話がまとまったので申請されました。申請地は***にある第3種農地で、土地改良区は決済済みです。 番号3及び4、申請人は、いずれも***事業を行っている法人で、土地所有者と法人の代表者は親族関係にあります。申請地は茶畑として整備され、***が栽培されていましたが、耕作者が高齢化して耕作が困難になった畑を購入され、古い茶の木を刈り取ってカボチャ畑にし、営農型太陽光発電設備を設置されました。茶を刈り取った際は、一面ハゲ山のようになって地元からも批判が出て、農業委員

	会でも責任者を呼び出して聴取会を開いたりしましたが、その後、改善されてカボチャが収穫されるようになりました。営農型は原則、3年間の一時転用ですので、引き続き設置したい場合は再度許可を取る必要があります、申請されました。これからの3年間の計画を、追加資料で机上に配布しております。前はカボチャのみでしたが、今後はサツマイモやジャガイモも栽培するという計画です。令和5年作付け分の報告書も提出されたので、追加資料のP5から後ろに添付しています。 申請地は農業振興地域の農用地で、農政課から農振計画上の支障はないと意見をいただいています。土地改良区は決済済みです。以上4件の転用申請につきましては、農地法第5条第2項各号に規定する不許可の場合には該当せず、承認の要件を満たすものと考えます。以上で第67号議案の説明とさせていただきます。
議 長	内容説明が終わりました。ただいまから審議を行いますが、何か意見はありませんか。
委 員	去年の生産量は目標達成しているのですか。
事務局	地域の平均的な単収が1162kg、実績の単収が563kgで8割に達していません。8割に達していない場合はすぐに取り消すということではなく、今後の改善の見込みがあるか否かで判断すると県で確認しています。
委 員	所見は示されているが今後の対策は示されていません。
事務局	もう少し詳細に示してもらうことは可能かと思われるので、申請者に連絡させていただきます。
委 員	3年間されているなら3年間のデータは示されてもいいのではないかと思います。達成した時期もあったかもしれませんが。
事務局	毎年2月に報告書を提出していただいています。3年間の実績を確認することは可能ですので今後の検討とさせていただきます。
委 員	1年目、2年目、3年目と異なる作物を作付けしていますが、これであれば毎年実績が悪かったとしても文句は言えないのではないのでしょうか。次回のときにはもう少し厳しく審査されたほうがいいと思います。
議 長	委員から意見のあったことは今後の課題として取り組んでください。

事務局	全国的にも同様の事例が発生しており、4月1日からの新規の申請については審査が難しくなる見込みです。
議 長	他に意見はありませんか。
各委員	～意見なし～
議 長	意見がないので採決します。 第67号議案については原案どおり許可相当という意見を付けて、県知事に送付することに賛成の方は挙手をお願いします。
各委員	～全員挙手～
議 長	全員挙手にて、本案を許可相当という意見を付けて、県知事に送付します。 続きまして、第68号議案「非農地証明願いの承認について」を議題とします。議案の朗読をお願いします。
事務局	～第68号議案を朗読～
議 長	この件に関して、現地調査をお願いしていますので、現地調査員からの報告をお願いします。
現地調査員	番号1、***の西約250mにあり、現場は山林でありました。 番号2、***の南西約150mにあり、現場は宅地でありました。 番号3、***の南約160mにあり、現場は原野でありました。 番号4、***の南約250mにあり、現場は宅地でありました。 番号5、***の南西約100mにあり、現場は宅地でありました。 以上、報告を終わります。
議 長	続いて内容説明をお願いします。
事務局	番号 1、申請地は、水路が壊れて耕作不便なため山林原野化してしまい、パトロールで非農地判定した農地で、農業委員会からの通知を受けて申請されました。土地改良区は決済済みです。 番号 2、申請地は、申請人の父が昭和 55 年頃に農業用倉庫を建てており、この度、相続するにあたって登記地目が農地のままであることがわかり、非農地申請されました。申請地は農業振興地域の農業用施設用地で、土地改良区は決済済みです。 番号 3 と 4 は関連していますので一括してご説明します。申請人はご兄弟で、それぞれ父から申請地を相続しましたが、3 番は、昔は畑でしたが隣の竹林が広がってきて平成 7 年頃には竹林になっていたそうです。4 番は昭和 50 年頃に家が建てられたということで、いずれ

	も相続にあたって地目が農地であるとわかり、非農地申請されました。申請地は農業振興地域の農用地外で、土地改良区は区域外です。 番号 5、申請地は、申請人の父が昭和 60 年 10 月に家を建てており、申請人が相続した際に登記地目が農地のままであることがわかり、非農地申請されました。申請地は農業振興地域の農用地外で、土地改良区は決済済みです。 以上 5 件の申請地については、農地法第 2 条に規定する農地には該当せず、非農地の要件を満たすものと考えます。以上で、第 68 号議案の説明といたします。
議 長	内容説明が終わりました。ただいまから審議を行います。何か意見はありませんか。
各委員	～意見なし～
議 長	意見がないので採決いたします。第68号議案「非農地証明願いの承認について」は、原案どおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
各委員	～全員挙手～
議 長	全員挙手にて、第68号議案については原案どおり承認することに決定しました。 続きまして、第69号議案「青年等就農計画に関する意見について」を議題とします。議案の朗読をお願いします。
事務局	～第69号議案を朗読～
議 長	続いて内容説明をお願いします。
農政課	申請者は***、主な就農地は***です。農業経営の開始日は令和6年4月1日で、就農形態は父親の農業を全て承継し農業経営を開始される予定です。営農の類型は水稻としており、将来の経営構想については山田錦を経営の柱とし、規模拡大、栽培技術の向上などにより地域のモデル農家並みの経営を目指すこととしています。作目はどんとこい、きぬむすめ、ヒノヒカリ、山田錦です。作付面積を現状の206aから令和10年には600aに増大させる計画となっています。その他の収入として、現在コンバインのオペレーターをしています。その作業受託が500aあるが、令和10年も同様の500aを維持します。 農業経営の構成としては、本人を含め家族で経営を行っていく予定です。収支計画について、山田錦を現状の2反弱を令和10年に350aの拡大を計画しています。ヒノヒカリ、きぬむすめは若干の増

	量を計画しており、どんとこいについてはJAの取り扱いがなくなることから令和6年までの計画となっています。農業経営費については、面積の拡大によって費用も伴い令和10年までの費用が増加しています。令和7年については農業所得がマイナスとなっているが、機械を多数取得されることによる減価償却費の計上が主な要因となります。
議 長	内容説明が終わりました。ただいまから審議を行います。何か意見はありませんか。
委 員	月に8日程度を休日とする目標について、十分に休日は取れるのではないのでしょうか。
農政課	現状は会社勤めしながら当面の間は兼業で実施される予定のためその目標としています。令和10年を目途に専業とします。
議 長	他に意見はありませんか。
各委員	～意見なし～
議 長	意見がないので採決いたします。第69号議案「青年等就農計画に関する意見について」は、原案どおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
各委員	～全員挙手～
議 長	全員挙手にて、第69号議案については原案どおり承認することに決定しました。 続きまして、第70号議案「農業経営改善計画に関する意見について」を議題とします。議案の朗読をお願いします。
事務局	～第70号議案を朗読～
議 長	続いて内容説明をお願いします。
農政課	営農の類型は酪農です。農業経営の規模拡大の目標については、成牛の飼育頭数は現状維持、生産量はプラス2トンの増、育成牛の飼育頭数はプラス5頭、農用地は現状維持で、生産方式の合理化に関する目標については、段階的に育成牛の頭数増加、飼育管理技術の改善により一頭当たりの産乳量の増加、木造堆肥舎への建て替えとなります。経営管理の合理化に関する目標は低利の制度融資やリース事業、補助事業を積極的に活用することとし、農業従事の態様に関する目標は、将来的に雇用者を増やすこととしています。収支

	計画について、酪農については、頭数は現状維持ですが、単価が増加傾向にあることから単価増を見込んだ収入増の計画としています。営業外利益については補助金などの活用を計画しています。これらの収支計画に基づき、従事者の1人当たりの所得目標である450万円は達成できる見込みとなっています。説明は以上となります。
議 長	内容説明が終わりました。ただいまから審議を行います。何か意見はありませんか。
各委員	～意見なし～
議 長	意見がないので採決いたします。第70号議案「農業経営改善計画に関する意見について」は原案どおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
各委員	～全員挙手～
議 長	全員挙手にて、第70号議案については原案どおり承認することに決定しました。 続きまして。第71号議案「加東市地域計画に関する意見について」を議題とします。議案の朗読をお願いします。
事務局	～第71号議案を朗読～
議 長	続いて内容説明をお願いします。
農政課	地域計画の説明については、今回で4回目となります。今回は7地区議案に挙げています。地区別の面積やアンケートで回答のあった規模縮小したい、今後農業を引き受けた面積なども示しています。地域計画で一番重要なところは、今後誰が担っていくのかという点であるため、その点を中心に説明をします。 まず西垂水地区では、地区内で今後農業を拡大利用していく担い手になる方がいないため、地区外から耕作をお願いしたい意見がありました。近隣地区の大規模農業者の方に事情を説明し、意向を確認したところ、3名の方が引き受け可能と確認できたため、今後、農地を預けたいという方が出てきた場合はこの3名に預ける計画として作成しています。上中地区においては、地区内から2名の方が担い手になりたいという意向により、それぞれ2人の農地の集積面積を記載しています。加東消防署の北側については、大半が除外地と農振除外地となっています。この場所は耕作が難しいことから借受予定者がいないエリアとなっています。上鴨川地区については、個人で農地を拡大していく方はいない状況でした。こちらは***が上鴨川地区の農地の全体を引き受けることで計画を作成していま

	す。西戸地区については、個人の農家3名で今後西戸の農地を担っていくことで計画を作成しています。森尾地区については、1名の方が今後農地を借りていくこととなっています。家族で協力をして森尾地区の耕作を行っていく計画としています。大畑地区について、担い手は個人の2名の計画となっており、うち1名は認定新規就農者です。藪地区については、***が今後の農地を担っていく計画としています。説明は以上です。
議 長	内容説明が終わりました。ただいまから審議を行います。何か意見はありませんか。
各委員	～意見なし～
議 長	意見がないので採決いたします。第71号議案「加東市地域計画に関する意見について」は原案どおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
各委員	～全員挙手～
議 長	全員挙手にて、第71号議案については原案どおり承認することに決定しました。 続きまして、第72号議案「農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。議案の朗読をお願いします。
事務局	～第72号議案を朗読～
議 長	続いて内容説明をお願いします。
事務局	賃貸借権の設定が16件、27筆、44,144㎡、 使用貸借権の設定が9件、19筆、20,908㎡、 合計25件、46筆、65052㎡に利用権が設定され、3月29日に公告される予定です。以上で、第72号議案の説明といたします。
議 長	内容説明が終わりました。ただいまから審議を行います。何か意見はありませんか。
各委員	～意見なし～
議 長	意見がないので採決いたします。第72号議案「農用地利用集積計画の決定について」は原案どおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
各委員	～全員挙手～

議 長	全員挙手にて、第72号議案については原案どおり承認することに決定しました。 続きまして、第73号議案「農用地利用集積等促進計画の決定について」を議題とします。議案の朗読をお願いします。
事務局	～第73号議案を朗読～
議 長	続いて内容説明をお願いします。
事務局	賃貸借権が8件、22筆、41,008㎡、 使用貸借権が7件、16筆、29,037㎡、 合計15件、38筆、70,045㎡に利用権が設定されます。公告日は、6月1日の予定です。以上で、第73号議案の説明とさせていただきます。
議 長	内容説明が終わりました。ただいまから審議を行います。何か意見はありませんか。
各委員	～意見なし～
議 長	意見がないので採決いたします。第73号議案「農用地利用集積等促進計画の決定について」は原案どおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
各委員	～全員挙手～
議 長	全員挙手にて、第73号議案については原案どおり承認することに決定しました。
議 長	続きまして、報告事項に移ります。 報告第24号「農地の賃借の合意解約通知について」事務局より朗読をお願いします。
事務局	～報告第24号を朗読～
議 長	続いて内容説明をお願いします。
事務局	1番、2番とも、双方合意により無条件で利用権を解約し、解約後は、借り人を変更されます。以上、報告第24号のご説明といたします。
議 長	内容説明が終わりました。届出書等については完備されております。

事務局	すので、報告書のとおり専決処分 of 報告とします。 以上で本日の議案は全て終了いたしました。慎重に審議を賜りありがとうございました。 次に「その他」に入ります。事務局から連絡事項があれば説明をお願いします。 土地改良事業参加申出の報告について、このたび小沢地区で、県営二番目池地区土地改良事業を施行することが、2月29日から3月4日まで公告されました。土地改良事業の参加者は、原則、耕作者ですが、所有者が農業委員会に申出をすれば、所有者が参加者になることができます。参加申出期間は3月5日から3月9日まででしたが、参加申出はありませんでしたのでご報告いたします。 続いて、令和5年賃貸借料水準表について、昨年の貸し借りをもとに加東市の賃貸借料の平均を算出しましたのでお知らせします。この表は、賃貸借契約される際の参考にしていただくため毎年公表しているもので、広報やホームページに掲載する予定です。 最後に、内藤委員、高橋推進委員、末廣推進委員、西嶋推進委員が、兵庫県自治功労章を受章されました。
議 長	説明が終わりました。何かご質問等はありませんか。
各委員	～質問等なし～
議 長	これをもちまして、令和5年度第12回総会3月定例会を閉会いたします。

会議のてん末を記して、相違ないことを認め、署名をいたします。

議 長 國井 久明

議事録署名委員 谷口 高史

議事録署名委員 長谷川 均
